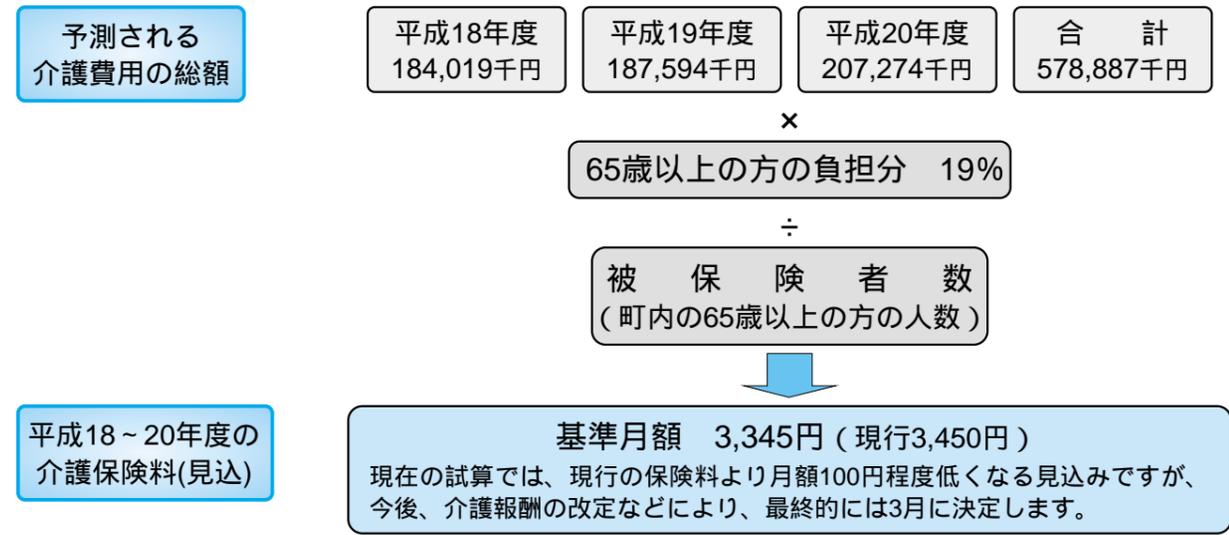


# (第1号被保険者 = 65歳以上の方) 平成18年度からの保険料の算出



## 所得段階区分ごとの保険料

「基準額」は所得段階の「第4段階」の額にあたります。  
この「基準額」を基に、所得によって1~6段階の保険料に分かれます。

現行		平成18年4月から(見込)			
段階区分	対象者	段階区分	対象者	保険料の調整率	保険料(年額)
第1段階	生活保護受給者および老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の方	新第1段階	同左	基準額×0.5	20,000円
第2段階	世帯全員が住民税非課税の方	新第2段階	世帯全員が住民税非課税の方で、本人の合計所得金額+課税年金収入が80万円以下の方	基準額×0.5	20,000円
		新第3段階	世帯全員が住民税非課税の方で、新第2段階に該当しない方	基準額×0.75	30,000円
第3段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の方	新第4段階	同左	<b>基準額</b>	40,100円
第4段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の方	新第5段階	同左	基準額×1.25	50,100円
第5段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上の方	新第6段階	同左	基準額×1.5	60,100円

所得の低い方に対して、負担能力にきめ細かく配慮した保険料設定にするため、現行の第2段階を細分化して、「新第2段階」が設けられます。

介護保険制度に関するお問い合わせ：保健福祉課介護保険係 52-2144

# 平成18年度から 介護保険料が変わります

## 介護保険事業計画

平成12年度から開始された介護保険制度では、市町村ごとに「介護保険事業計画」を作成し、3年ごとに見直しをすることとされています。

本町も現在、平成18年度から平成20年度までを事業期間とする「第3期事業計画」の作成に向けて、地域福祉計画策定委員会介護保険部会（公募による被保険者の代表や、関係機関、介護サービス事業者、学識経験者などの介護保険に関わる方々で構成）のご意見をいただき、介護サービスの内容やサービスの量、介護予防の充実など、できる限り住み慣れた地域で、安心して自立した生活を送ることができるよう検討しています。

## 介護保険料

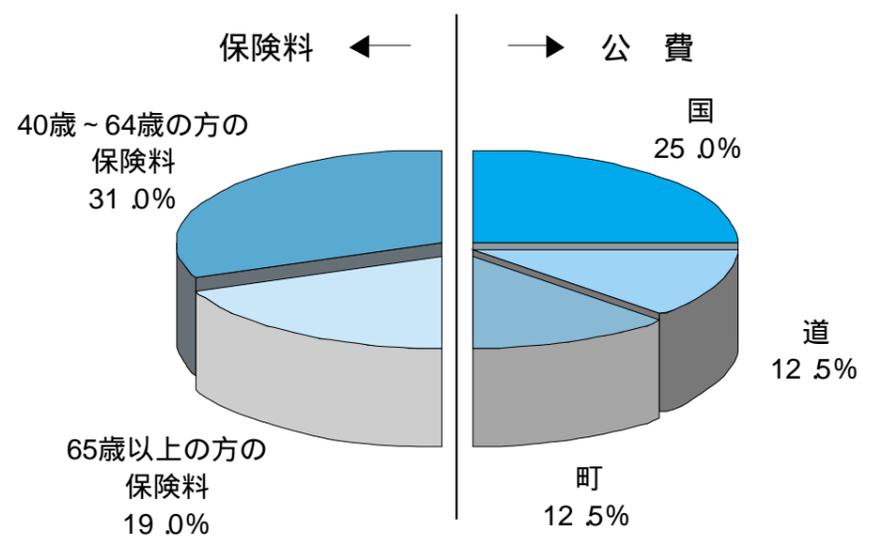
介護保険事業計画で盛り込まれたサービスの内容や量により、どのくらいの経費（介護費用の総額）が必要になるかを算出し、これを基に65歳以上の第1号被保険者の方々に負担していただく保険料の額が決められることになります。

ですから、それぞれの市町村によって、見込まれるサービス費用の額や、それを負担する65歳以上の人数が違うため、保険料も異なることとなります。

$$\text{市町村に必要な介護サービスの総費用} \times \text{65歳以上の方の負担分 19\%} \div \text{市町村に住む65歳以上の方の人数} = \text{市町村の保険料の基準額}$$

介護保険料は、介護が必要な方の介護サービス費用をまかなうための財源として使われます。介護サービス費用として支払われる「介護保険給付費」全体の19%が65歳以上の方の保険料となっています。

## 介護保険給付費負担の内訳



財源の半分が保険料です